

令和 2 年 第 10 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 9 月 8 日 (火) 午前 9 時 00 分～10 時 20 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員 (35 人)

| | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1 番 木下善明委員 | 2 番 溝口俊弘 委員 | 3 番 外尾正則 委員 |
| 4 番 藤井啓二 委員 | 5 番 森口弘実 委員 | 6 番 大串 勝 委員 |
| 7 番 川崎勝巳 委員 | 8 番 渕上 誠 委員 | 9 番 久原 勤 委員 |
| 10 番 川崎哲郎 委員 | 11 番 池上勝文 委員 | 13 番 橋本重吉 委員 |
| 14 番 香月幸雄 委員 | 15 番 山下正行 委員 | 16 番 江口和広 委員 |
| 17 番 土井哲夫 委員 | 18 番 津田 保委員 | 19 番 森 邦之 委員 |
| 21 番 川崎敏樹 委員 | 22 番 中村康則 委員 | 23 番 香月伸幸 委員 |
| 24 番 溝上博信 委員 | 25 番 岩石 学 委員 | 26 番 川崎照子 委員 |
| 27 番 田口千津子委員 | 28 番 片渕秋正 委員 | 29 番 香月藤芳 委員 |
| 30 番 香月一夫 委員 | 31 番 松尾利助 委員 | 32 番 光武直広 委員 |
| 33 番 筒井政信 委員 | 34 番 外尾美津子 委員 | 35 番 一ノ瀬美佐子委員 |
| 36 番 津田裕之 委員 | 37 番 片渕久司 委員 | |

4. 欠席委員 (2 人)

12 番 川崎正明 委員 20 番 溝口恭麿 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(4) 非農地証明願いについて

(5) 令和 2 年白石町農用地利用集積計画 (10 号) の承認決定について

(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

(2) 農地法第 4 条の規定による届出について

業務連絡事項 (1) 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) あっせん委員の再指名について

(3) 農業者年金加入推進について

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀

課長補佐兼農地農政係長 香月康彦

農地農政係長
農地農政係

吉原 浩
川崎正己

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和2年9月第10回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

また、12番 川崎正明委員、20番 溝口恭磨委員から欠席の届けがあつております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、3番 外尾正則委員、4番 藤井啓二委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第136号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第136号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第136号。権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地は、大字東郷字四本松〇〇番、田3,185㎡です。

譲渡人は、白石町大字今泉〇〇番（今泉東）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字遠江〇〇番（新観音）〇〇氏です。

耕作面積は、田17,006㎡、畑0㎡、計17,006㎡です。

稼働力は男2名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。

10a 当たり対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として9月4日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米・蓮根を中心に約 1.3ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 136 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 136 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 137 号＝

議長 続きまして、議案番号第 137 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 137 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。
申請農地は、大字牛屋字文四郎搦〇〇番、同じく〇〇番、大字新開〇〇番、田 1,472 m²、畑 1,690 m²、計 3,162 m²です。
譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地（大和）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（新通）〇〇氏です。
耕作面積は、田 4,567 m²、畑 1,690 m²、計 6,257 m²です。
稼働力は男 1 名です。
申請の事由は、親から子への贈与です。
議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇〇番の〇〇です。
地元農業委員として 8 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・大豆・玉葱を中心に営農されております。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されてお

り、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 137 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号は申請どおり当委
員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 138 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。議案番号第 138 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 138 号。

申請農地は、大字福吉字二本黒木〇〇番、田 26 m²です。

申請者は、白石町大字福吉〇〇番地（大戸中）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の
農地の区域内にある農地です。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地に進入するための通路の拡幅を目的とするものでありま
す。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られているこ

とから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 138 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 138 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第139号＝

議長 続きまして、議案番号第 139 号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 139 号。

請農地は、大字牛屋字文四郎搦〇〇番、畑 123 m²、同じく〇〇番、畑 329 m²、計 452 m²です。

申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地（大和）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

次に、〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として8月31日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、漁業用資材置場、漁業用作業スペースの整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、ご質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○です。137号と139号は関連していますよね。なぜ、いっしょにならなかったのでしょうか。

事務局 議案番号137号については、同じく○○さんが、譲渡人ということで、関係をしていらっしゃるんですが、137号については、農地転用の右左の田の部分、農地を農地として、息子に譲るという申請になります。
139号については、海苔作業をするために自分の農地を自分が使うために4条の申請をしますということなので、確かに申請者は、○○さんということで同じ方なのですが、申請の内容としては、別のものになります。

○番 それで、別々にした訳ですね。わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第139号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第139号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第140号＝

議長 続きますして、議案番号第 140 号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 140 号。

申請農地は、大字田野上字五本松〇〇番、畑 62 m²、同じく〇〇番、畑 124 m²、計 186 m²です。

申請者は、福岡県小郡市大保〇〇番地（福岡県）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

次に、〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇〇番〇〇です。

地元農業委員として 8 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から駐車場として使用していた農地の転用を目的とするものです。

周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

〇番 〇番〇〇です。経過を確認させていただきたいと思います。申請者の住所は、福岡県小郡ですよね。今、既存住宅と既存小屋という形で図面見させていただいてますけれども、現在、ここで生活をどなたかされているかわかったら教えて下さい。

事務局 事務局から説明をさせていただきます。常時、生活はされておられませんけれども、家の管理には、定期的に、〇〇さんが帰って来られており、そういう時に親戚が集まったりされておられるようです。

○番 わかりました。

議長 ほかにないですか。

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 140 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 140 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 141 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 141 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 141 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字福富下分字西直江〇〇番、畑 27 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地（下区）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地（住ノ江区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から庭として使用していた農地の転用を目的とするもので

あります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 141 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 141 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第142号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 142 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案を説明する前に、非農地証明願いについて担当のほうから説明いたします。

事務局 事務局の香月です。非農地証明につきまして、少し説明をさせていただきます。農地を宅地等の農地以外に転用する時は、通常、農地法に基づき、県知事の許可が必要となります。

しかし、一定の条件を満たす場合につきましては、この非農地証明願いによりまして、農地以外に地目変更ができます。この非農地証明は、土地の所有者である申請者が、農業委員会の会長あてに、非農地証明願いを提出して、農業委員会総会での承認を受けて、農業委員会会長が農地でないことを証明するというものでございます。

事例としましては、今回のように圃場整備事業で、宅地進入路が付替えされて宅地で管理されたことについての非農地証明をするというケースがございます。要件ですけれども、今回の場合につきましては、農地に該当しない土地になって 20 年以上経過した土地で、再び、農地として利用される可能性がなく、その実情及び実態が、真にやむを得ないと認められる土地であること、無断転用の処分を受けていないもの、または是正指導等の処分の対象農地でないこと、農業振興地域振興計画

における農用地区域内の農地でないこと、圃場整備事業完了後 8 年を経過していること。これらの要件を満たしていることから非農地証明願いを受理して、総会で話しているところでございます。よろしく申し上げます。

事務局長 では、議案番号第 142 号でございます。

願出農地は、大字福田字杉〇〇番、畑 145 m²です。

願出者は、白石町大字東郷〇〇番地（東郷上）〇〇氏他 2 名です。

農地でなくなった時期及び原因などは、議案書のとおりです。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

詳細につきましては、事務局から詳しく説明があったところでございますけれども、私〇〇と〇〇委員が現地確認を行いましたので、そのことにつきまして、報告をいたします。

去る 8 月 27 日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

申請地は、平成元年頃の圃場整備事業により宅地進入路の位置が替わり、新たな進入路、地目畑として換地されていたものです。そのため、今回の非農地証明により宅地に地目変更をするための申請でございます。付替えられ、畑として換地されていたとのことであります。

今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民からも以前から非農地であったという意見を得ております。今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することは止むを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇〇番 〇〇番〇〇です。事務局に基本的なことをお伺いしたいと思います。状況等につきましては、委員さんからお話がありましたので理解しているのですが、平成元年当時の圃場整備事業で換地に基づいて付替えをされているということですので、基本的には、換地に基づく付替え等の要件として、面積的基準等かどれくらいかわからない、片方では、農地法の適用での転用、こっちは非農地証明という形になっているので、そこの基準がよくわかりません。こういうケースは、結構あるのではないかと思います。特に、住宅地周辺の付替え等については、将来的な住居の環境整

備等については畑であったり、農地として付替えするためについて、住居の拡張、あるいは進入路について転用するという経緯があると思うのですが、そこらへんで、145 m²という数字が出ています。そこあたりが、理解できなかったのも、ちょっとお伺いしたいと思います。

事務局 事務局から少し説明をさせていただきます。非農地証明につきましては、白石町非農地証明交付事務処理要領に基づいて、手続きをしていただく形になります。その中で、今回みたいに20年以上経過して、今後、農地として利用されることがないとか、実態が真にやむを得ないとか、あと無断転用は認められないとか、そういった要件がございます。今回の進入路につきましては、本人に過失がなく、圃場整備事業で、やむを得ず、畑として換地されていたということですので、通常の県知事の許可を得ず、今回のように、要件に該当すれば、非農地証明で対応できるということで、お願いをしております。

町内、圃場整備をほとんどされておまして、その時、地目を付替えられたという人は、かなり件数が多いと思います。そのケースは、当然、こういった形で、本人から、非農地証明を提出していただきまして、本人が宅地にしないとずっと畑で残るといった形になりますので、通常は、自宅を新築される時とか、そういった時に合わせて、こういった申請が、出てくるケースがございます。

ただ、周りに換地で畑を換地されたと、進入路ではなくて、それについて、当初畑だったけれども、その後、自分が家を増築したとか、そういったケースについては、非農地証明ではなくて、転用でしていただくのが、当然、踏むべき手順だと思いますので、そういったものについては、農地法の4条なりでしていただく必要があるのかなと思います。

○番 ついでに、もうひとつ。白石町はだいたい、全体的に、福富、有明含めて、圃場整備済んだあとに、国調を入れていますよね。国調の担当は、別の課かも知れませんが。要するに、圃場整備地域以外について、国調で現地確認をして、それと今の現況を含めたところで、調査をやったのですよね。そのへんで、こういった事例等についてですよ、国調の調査担当のほうから、この農地については、農地法上の手続きが必要ですよとか、そういうのはなかったのかなという気がしているのです。

もうひとつ、私の周辺でも、平成2年で圃場整備が終わったのですが、結構、こういう事例多いです。「どうしてですか。」と言ったら、「換地されるからということだった。」と言われたから、換地で終わっているのかなという理解ですよ。ところが、畑なんだけども、現実的には侵入路という形になっていると思うのですよね。そういうことで、今からは、圃場整備ないので仕方ないのですが、こういう事例が出てくるということですね。

それと、代替わり。所有者が変わる。そういうときには、こういうのが出てきますよね。所有者が変わるとなると、手続き的には、相続は問題ないけれども、さっきみたいに、譲渡の手続きと、こちらの手続きという理解でよろしいですか。

事務局 贈与とかされる場合は、現状が農地ではないので、まずは非農地証明とかで、宅地に変えられてから、贈与なり、売買ということを指導する形になると思います。

○番 先にですね。

事務局 相続の場合は、農業委員会の許可とか必要ないので、畑のままで代替りがされて、替わった方が、なんだかのタイミングで地目変更していただく形に、現実的には、なるのかなと思っています。

○番 転用手続きとらないで。

事務局 代替わりされた方が、こういった非農地証明なりで。
あと国土調査については、圃場整備をされたところは、国土調査が入っていないので、たぶん、国土調査のほうから、「あなたのところの進入路は、畑のままです。」とかは、話はされていないと思います。

○番 説明会の時は、そんな話がありました。国調する時に、現況を確認すると。「宅地として使っているけど、ここ何ですか。」と。

事務局 圃場整備地区で、畑が進入路で作るわけですね。今回。

○番 いやいや、だから、結構あるんですよ。そういう所が。

事務局 国土調査は、圃場整備地区については入っていないです。

○番 もちろんわかりますよ。それは、理解できます。
今、こういうのが出てきたので、その時に、正直言って、これは現況、付替えているから、道路にしてあった場所は。圃場整備済んだあと、畑になっていたけれど、現況は道路になっていた。
その時に、宅地の分と進入路は、●●からすると畑か民地確認するという話だったんですよ。説明の仕方が悪かったけども。

事務局 圃場整備地区については、国調の中に含めて調査をしているので、進入路についても、実際は、現況は宅地みたいな感じでしょうけど、もう、国土調査から外れているので、タッチしてないですね。

○番 だから、ちゃんと転用の手続きを取ってくださいとか、そういう話をするって話ですよ。

事務局 すみません。

○番 いいです。今の話ではなくて、ずっと昔の話ですから。
時間を取りましてすみません。

議長 ほかにないですか。

○番 ○番〇〇です。先ほどの○番委員の関係について変わらないのですが、私も勉強不足で、これを宅地からほかにした時、固定資産とか、税金関係はどうなってくるのでしょうか。

事務局 税金は、現況で課税をされてくるので。

○番 だから、変わった場合。

事務局 すでに、宅地課税されていると思います。

○番 畑と宅地と税金の単価が違うので。

事務局 税務課が現況で、課税をしているので、今回みたいに、地目は畑だけれども、現況は宅地の場合は、宅地で課税をしていると思います。

○番 損しないようにしているわけですね。はい、わかりました。

議長 ほかに何かないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 142 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 142 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

= 議案番号第 143 号 =

議長 続きまして、5.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（10 号）の承認決定について

て」を議題とします。議案番 143 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 143 号、令和 2 年白石町農用地利用集積計画（10 号）について説明をいたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 1 件となっております。

詳細は 1 ページ目をご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページに 9 件、3 ページから 33 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 218 件、合わせて 227 件の計画が提出されています。賃借権設定が 222 件、使用貸借権設定が 5 件となっています。

そのうち新規が 178 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 124 件で、再設定は 49 件でした。

今回の利用権の総面積は 1,680,830.54 m²です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 9 件、農地中間管理機構によるものが 218 件になっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 40 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、すべて承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。まず、所有権移転について審議します。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 129 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 143 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続いて、利用権設定について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。

○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 143 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 143 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 144 号～議案番号第 149 号＝

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 144 号から議案番号第 149 号つづけて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 144 号。

申出農地は、大字今泉字二本杉〇〇番、田 3,205 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字今泉〇〇番地（今泉西）〇〇氏です。
申請理由は、遠方ということでございます。
議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 145 号。

申出農地は、大字遠江字谷〇〇番、田 3,544 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地（道目）〇〇氏です。
申請理由は後継者なしによる農地の処分でございます。
議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 146 号。

申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 5,086 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地（六府方区）〇〇氏です。
申請理由は、遠方による農地の処分でございます。
議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

議案番号第 147 号。

申出農地は、大字坂田字二本松箆〇〇番、田 594 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地（深浦西分）〇〇氏です。
申請理由は、離農による農地の処分でございます。
議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 148 号。

申出農地は、大字牛屋字五本谷〇〇番、田 834 m²、同じく〇〇番、畑 211 m²、大字新明〇〇番、田 828 m²、同じく〇〇番、田 509 m²、計 2,382 m²でございます。

あっせん申出者は、小城市三日月町堀江〇〇番地（小城市）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、17 ページから 18 ページをご覧ください。

議案番号第 149 号。

申出農地は、大字廿治字江越〇〇番、田 3,116 m²、同じく〇〇番、田 3,112 m²、同じく〇〇番、田 2,999 m²、同じく〇〇番、田 5,053 m²、計 14,280 m²でございます。

あっせん申出者は、佐賀市久保田町大字徳万〇〇番地（佐賀市）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 144 号から議案番号第 149 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 144 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 145 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 146 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 147 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 148 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 149 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 144 号 ○番 ○○委員、4 番 ○○委員。

議案番号第 145 号 ○番 ○○委員、7 番 ○○委員。

議案番号第 146 号 ○番 ○○委員、1 番 ○○委員。

議案番号第 147 号 ○番 ○○委員、10 番 ○○委員。

議案番号第 148 号 ○番 ○○委員、37 番 ○○委員。

議案番号第 149 号 ○番 ○○委員、24 番 ○○委員。

以上、よろしく申し上げます。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で申し上げます。議案番号第 144 号は
○○。議案番号第 145 号は○○。146 号は○○。147 号は○○。148 号は○○。149
号は○○でございます。

連絡調整につきましては担当者へよろしく申し上げます。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

閉会時刻 午前 9 時 50 分

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1、合意解約の報告
- 2、農地法第 4 条の規定による届出について

議長 続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- (1) 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) あっせん委員の再指名について
- (3) 農業者年金加入推進について
- (4) その他

議長 それでは、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 20 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員